

求職者の皆様へ（求職申込み手続き等のご案内～感染症拡大防止に向けて～）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、当面の間、郵送による求職申込み手続きや電話による職業相談・職業紹介もご利用いただけます。

なお、引き続きハローワークは開庁していますので、窓口での相談・手続きもご利用いただけます。

（ご注意ください）雇用保険の受給資格決定手続きについては、ハローワークにお越しいただく必要がありますので、求職申込み手続きも窓口をご利用ください。

1 求職申込みの手続きについて

「求職申込書」の郵送による申込み手続きも受け付けています。「求職申込書」にご記入の上、ご利用希望のハローワークへ郵送してください。

※障害者として求職活動を行うことを希望する場合、「求職申込書」に加えて「障害情報登録シート」にもご記入の上、原則として居住地を管轄するハローワークへ郵送してください。

ハローワークから電話にて申込み内容の確認等を行いますので、電話番号の記入漏れや記入間違いがないようお願いいたします。また、求職申込み手続きの完了までにお時間をいただくこともありますので、あらかじめご了承ください。

※なお、障害のある方の場合には障害者手帳など、追加で書類を確認させていただく場合があります。

「求職申込書」と併せて書類の写しを郵送いただくか、ハローワークまでご相談ください。

2 インターネットによる求職申込みについて

ハローワークインターネットサービスを通じて求職申込みを行う場合、求職仮登録完了画面に表示された期日まで（14日以内）にハローワークへお越しいただく必要があります。ただし、当面の間は、来所いただかなくとも、求職申込みの手続きを行います。求職仮登録完了後14日以内に、ご利用希望のハローワークに直接、電話でご連絡ください。

ハローワークから電話にて申込み内容の確認等を行いますので、電話番号の入力漏れや入力間違いがないようお願いいたします。また、求職申込み手続きの完了までにお時間をいただくこともありますので、あらかじめご了承ください。

3 職業相談・職業紹介について

電話によるご相談や紹介を希望する場合は、ご利用のハローワークまでご連絡ください。なお、電話が混み合っとなかなかつながらない場合や、担当が求職者との相談中であるなど直ちにに対応できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。